

た ん き に ゆ う し ょ さ ー び す じ ゅ う よ う し こ う せ つ め い し ょ
短期入所サービス 重要事項説明書

あなたに対する短期入所サービスの提供について、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 擁童協会
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内624番地
電話番号	0585－32－0172
代表者氏名	理事長 河瀬 治行
法人設立年月	明治39年8月

2. サービスを提供する事業所

事業所の種類	指定短期入所事業所 平成23年4月1日指定	
事業所番号	2112600248	
事業所の名称	西濃向生園	
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内623番地	
連絡先	電話番号	0585－34－2723
	FAX番号	0585－34－2753
管理者	園長 近藤 満喜子	
主たる対象者	知的障害者	
定員	4名	

3. サービスの目的・運営方針

目的	知的障害者への適正な短期入所の提供により知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とします。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめ細かな短期入所サービスの提供を行います。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物の 名称	園舎	構造	鉄筋コンクリート木造 平家建
		延べ床面積	1,818.85 m ²
	自立訓練棟	構造	鉄骨造 2階建

	(けやき棟) のべゆかめんせき 延べ床面積	281.39 m ²
	につちゅうかつどうとう 日中活動棟	こう ぞう 構 造
	(はなみずき棟) のべゆかめんせき 延べ床面積	てっこつづくり ひらやだて 鉄骨造 平家建
	につちゅうかつどうとう 日中活動棟	こう ぞう 構 造
	さぎょうとう (作業棟)	のべゆかめんせき 延べ床面積
	ばん こうぼうけんきつ パン工房兼喫茶	もくぞう ひらやだて 木造 平家建
	(やまぼうし) のべゆかめんせき 延べ床面積	93.86 m ²
敷地面積		10,001.92 m ²

(2) 居室(短期入所専用)

居室の種類	へやかず 部屋数	び こう 備 考
ひとりべや 1人部屋	4しつ 4室	

(3) 主な設備

設備の種類	へやかず 部屋数	び こう 備 考
しょくどう 食堂	1しつ 1室	
さぎょうしつ 作業室	2しつ 2室	につちゅうかつどうとう 日中活動棟
いむしつ 医務室	1しつ 1室	
せいようしつ 静養室	2しつ 2室	
そうだんしつ 相談室	1しつ 1室	
よくしつ 浴室	3しつ 3室	
たもくてきしつ 多目的室	2しつ 2室	
ごらくしつ 娯楽室	2しつ 2室	

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしやう さだめるしていきじゆん じゆんしゆ きじゆんいじやう しせつ せつび せつち
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、基準以上の施設、設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況

しよく しゆ 職 種	いんすう 員数	び こう 備 考
かんりしや 管理者	1めい 1名	
じ む しょくいん 事務職員	1めいいいじやう 1名以上	
せいかつしえんいん 生活支援員	16めいいいじやう 16名以上	じやうきんかんざん 常勤換算
い し 医師	1めい 1名	しよくたく 嘱託
かん ご し 看護師	1めいいいじやう 1名以上	じやうきんかんざん 常勤換算
えいようし 栄養士	1めい 1名	
うんでんしゆ 運転手	1めいいいじやう 1名以上	

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしやう さだめるしていきじゆん じゆんしゆ していしやうがいふくし さーびす ていきやう しょくいん
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、
じやうき しよくしゆ しょくいん はいち
上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数
(例：週40時間)で除した数です。

主な職種別の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
事務職員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
生活支援員	正規の勤務時間帯 早番 (7:00～16:00) 日勤 (8:30～17:30) 日勤2 (9:30～18:30) 遅番 (11:30～20:30) 夜勤 (16:30～翌10:00)
看護師	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)

6. サービス提供の内容と利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容と利用料金

サービスの種類	サービスの内容
相談および援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄など生活全般にわたる援助を行います。 ① 入浴 必要に応じて適切に対応します。 ② 着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ③ 整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援をします。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。 また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

介護給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額といいます)

なお、定率負担または、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

きゅうふひたいしょうがいさーびすないようりようりょうきん
(2) 給付費対象外サービス内容と利用料金

さーびす しゅるい サービスの種類	さーびす ないよう りようりょうきん サービスの内容と利用料金
しよくじ さーびす 食事サービス	きぼう 希望により食事の提供をします。 しよくじじかん 食事時間 ちょう 朝 食 7:45～ 8:30 270円(180円) ちゅう 昼 食 12:00～13:00 600円(350円) ゆう 夕 食 18:00～19:00 610円(350円) ()は軽減対象の場合
こうねつすいひ 光熱水費	さーびす ていきよう ひつよう こうねつすいひ サービスを提供するために必要な光熱水費。 1にち あ 328円
おやつ代	おやつ代として 1日 70円 (日中生活介護利用日は生活介護で算定)
よ か かつどうおよび 余暇活動及び こべつかつどう 個別活動	よ か かつどうおよびこべつかつどう おこなうえ ひよう ふたん 余暇活動及び個別活動を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。(実費)
にちじょうせいいかつじょうひつよう 日常生活上必要 となる諸経費	りようしゃ にちじょうせいいかつひん こうにゆうだいきんとう にちじょうせいいかつ ようするひよう ふたん 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものについては実費をいただきます。(実費)
しゃかいせいいかつじょう 社会生活上の べんぎ きょうよう 便宜の供与等	にちじょうせいいかつ ひつよう ぎょうせいきかんとう てつづきとう りようしゃ かぞく おこなう 日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合代行します。(実費)
つういんつ き そ い 通院付き添い	たいちようきゆうへんとう いりようきかん つういん つき そ た ばあい 体調急変等により医療機関に通院で付き添った場合。 ○3時間以内 3,000円 ○3時間超 5,000円

りようりょうきん おしほらいほうほう
(3) 利用料金のお支払方法

りようりょうきん 1かげつ けいさん ごせいきゆう
利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込(振込手数料はご負担願います)

おおがきせいのうしんようきんこ おおのしてん ふつうよきん No.165207
西濃向生園 園長 近藤 満喜子

(セイノウコウジョウエン エンチョウ コンドウ マキコ)

りようしゃ きろくかんりとう
7. 利用者の記録管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び

きんきゆうじ びょういんとう れんらく じょうほうていきよう ひつよう ばあい
緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについて別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

くじょうとうもうしたてさきおよびぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち
8. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

くじょうとうもうしたてさき
(1) 苦情等申立先

そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ さーびす かんりせきにんしゃ かわしま ごう ・窓口担当者 サービス管理責任者 川島 豪 でんわばんごう ・電話番号 0585-34-2723 たんとうしゃ ふざい ばあい じぎょうしよじむしよ おもうしで ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・なやみ・そうだん受付ボックスを玄関に設置しています。
だいさんしゃいいん 第三者委員	くりす てつし 栗栖 徹至 058-266-5010 かしはら ただあき 柏原 忠昭 0585-34-1765 かわせ さとる 河瀬 寛 0585-22-1816
うんえいてきせいかいいいんかい 運営適正化委員会	しょざい ち ぎふ ししもなら 所在地：岐阜市下奈良2-2-1 でんわばんごう 電話番号：058-278-5136 F A X：058-278-5137

ぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち
(2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎゃくたいぼうし かんする 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口	まどぐちたんとうしゃ さーびす かんりせきにんしゃ かわしま ごう 窓口担当者： サービス管理責任者 川島 豪 でんわばんごう 電話番号：0585-34-2723 F A X：0585-34-2753
---	--

きょうりよくいりようき かん
9. 協力医療機関

いりようき かん めいしやう 医療機関の名称	ぎふ めんたるくりにっく 岐阜メンタルクリニック		
いんちやうめい 院長名	くりす てつし 栗栖 徹至		
しょざいち 所在地	ぎふ しわかみやちやう 岐阜市若宮町5-12-37		
でんわばんごう 電話番号	058-266-5010		
しんさつか 診療科	せいしんか 精神科	にゅういんせつび 入院設備	なし 無

ひじょうさいがいじ たいさく
10. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだめる しょうぼうけいかく たいおう 別途に定める、消防計画により対応いたします。			
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちきせつび ・自動火災報知機設備	あり 有	ほじょさんすいせん ・補助散水栓	あり 有
	ひじょうつうほうそうち ・非常通報装置	あり 有	ゆうどうとう ・誘導灯	あり 有
	ひじょうようでんげん ・非常用電源	あり 有	すぶりんくらー ・スプリンクラー	あり 有
へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだめる しょうぼうけいかくしよ のつとり つき1かい ひなん ぼうさいくんれん りようしゃ かた ・別途に定める、消防計画書に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用者の方も さんか じっし 参加して実施します。			
ぼうか かんりしゃ 防火管理者	かみの ひろし 神野 博			

11. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

医療機関への受診	サービス利用中に体調が急変し医療機関の受診が必要な場合は、原則保護者により対応していただきます。緊急やむを得ない場合は、事業所に対応します。
設備、器具の利用	当事業所の設備、器具は本来の用法に従ってください。これに反したご利用により破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、できるだけ持参されないようにお願いします。持参された場合は、利用者の責任において管理していただきます。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	園長 近藤 満喜子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) 虐待防止対策委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行います。

13. 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

14. 事故発生時の対応について

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

15. 第三者評価について

提供する障害福祉サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし 無
-------	---------

かいごきゅうふひたいしょうさーびすりょうりょうきんひょう
介護給付費対象サービス利用料金表

令和7年4月～

たんきにゅうしょ
～短期入所～

サービス費(Ⅰ)	しょうがいしえんくぶん 障害支援区分	6	5	4	3	2、1
	にち 1日につき	たんい 923単位	たんい 784単位	たんい 648単位	たんい 583単位	たんい 509単位
サービス費(Ⅱ)	にち 1日につき	たんい 602単位	たんい 527単位	たんい 318単位	たんい 240単位	たんい 173単位
たんきりようかさん 短期利用加算		たんい 30単位	りようかいしひ 利用開始日から 30日を限度として算定(1日につき)			
じょうきんかんごしよくいんとうはいちかさん 常勤看護職員等配置加算		たんい 10単位	(1日につき)			
えいようしはいちかさん 栄養士配置加算(Ⅰ)		たんい 22単位	(1日につき)			
しよくじていきょうたいせいかさん 食事提供体制加算		たんい 48単位	(1日につき)			
そうげいかさん 送迎加算		たんい 186単位	かたみち (片道につき)			
ふくし かいごしよくいんとうしょうぐうかいぜんかさん 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			しよていたんい 所定単位×138/1,000単位		つき (1月につき)	

※サービス費(Ⅱ)は、日中他のサービスを利用した場合の単位です。

※上記単位の10を乗じた金額となります。

※上記合計金額の1割を負担いただきます。但し、障害福祉サービス受給者証に記載の限度額が上限となります。